

# 札幌市農業経営安定強化事業交付要綱

令和5年（2023年）3月31日

経済観光局長決裁

（最終改正 令和6年2月16日 経済観光局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市において「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」（平成29年1月策定）に基づき、農業の生産振興を図る目的により、市長が予算の範囲内において交付する補助金については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「事業実施主体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された、「認定農業者」及び「認定新規就農者」、札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部長決裁）に基づき登録された、「札幌市中核農家（以下「中核農家」という。）」、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された「農業協同組合」をいう。  
2 この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）要綱及び本市の規則をいう。

（補助金の交付対象事業）

第3条 交付の対象となる事業及び補助率は別表1に定めるとおりとし、事業対象経費の下限額は総額税抜き20万円とする。

なお、農道整備、用排水施設整備、農地造成等の基幹的な事業にあつては農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき設定された「農用地区域」とする。

（補助金の交付対象者等）

第4条 交付の対象となる事業実施主体及び受益地は、市内に在住する者で、市内の農業振興地域の農地、市内施設とする。

法人等にあつては、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ構成員の4分の3以上の者が市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付対象としない。

- （1）市税を滞納している者。
- （2）農地法（昭和27年法律第229号）、農振法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令に違反している事が判明した場合。
- （3）国・道の補助事業において、目標を達成していない者。ただし、認定新規就農に係る補助事業については、この限りではない。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

- 2 第3条の事業実施主体に対する補助金は、特に市長が認める場合を除き、連続する3カ年の合計額が300万円を超えないものとする。  
なお、同一世帯の者は、一の事業実施主体とみなす。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付して市長が指定する日までに提出しなければならない。

(事業計画の審査)

第7条 市長は、前条の事業計画書を審査し、採択した場合に通知する。

(交付申請)

第8条 採択された事業実施主体は、交付申請書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添付して市長が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 国の補助事業に採択された事業において、市費の上乗せ補助を希望する事業実施主体は、第1項に規定に準ずる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の効果の検証等、本補助金交付の運営に必要な補助条件を付すことができる。

(補助事業等の内容の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、第7条の規定により提出した書類の記載事項に相違して補助事業を遂行する必要があるとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わないものとして市長が認める場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による承認をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更するものとする。

(契約等)

第11条 事業実施主体は、事業の契約に当たっては、原則として入札又は見積合わ

せを行うこととする。ただし、中古品を取得する場合はメーカーの残存耐用年数を証する書類の提出を必須とする。

- 2 補助対象経費の支払いは、原則として口座振替、振込とし、クレジットカード等のポイントが付与される支払いは交付対象外とする。

#### (補助金の交付)

第12条 市長は、次条の規定により補助金の額を確定した後、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとする場合は、概算払申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請を市長が適当と認める場合には概算払の決定を通知するものとする。
- 4 補助金は、その年度内に完了した事業について交付する。

#### (実績報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき（市長から中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第5号）及びその他市長が必要と認める書類を添付して事業実施年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 第8条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第8条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告（様式第6号）するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、書類審査及び現地検査を実施し、当該補助事業等の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消した部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) この要綱又はこれに基づき市長が行った処分に違反したとき。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消を行ったときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業評価)

第16条 事業の効果を評価するため、事業計画書(様式第1号)に記載している事業目標を達成したことを証する書類を提出すること。

(財産の管理等)

第17条 事業実施主体は、整備した農業用機械・施設(以下、「機械等」という。)について、耐用年数(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)までは適正に管理することとする(別表2:耐用年数表)。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の制限を受けるものとし、耐用年数が経過するまでは補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

(関係書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた者は、財産管理台帳(様式第7号)及びこの補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で市長が認める期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱の定めるもののほか必要がある事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、札幌市農業基盤整備事業補助要綱(平成9年3月31日付け経済局長決裁)は廃止する。ただし、要綱第5条第2項の規定は、札幌市農業基盤整備事業の実績を引き継ぐものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

## 様式

- 1 事業計画書（様式第1号）  
添付資料 誓約書
- 2 補助金交付申請書（様式第2号）  
添付資料 消費税及び地方消費税免税事業者申出書  
収支予算書
- 3 事業計画変更承認申請書（様式第3号）
- 4 補助金概算払申請書（様式第4号）
- 5 実績報告書（様式第5号）  
添付資料 収支決算書、振込口座届出書
- 6 消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）
- 7 財産管理台帳（様式第7号）

別表1

事業区分	事業内容	事業実施主体	交付率
市費単独補助	<p>【交付対象事業】</p> <p>営農に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス、直売所等の施設は、共済保険等に参加すること</li> <li>・中古品は、残存耐用年数が購入した日から2年以上ある機械・施設等（ただし、補助率は一律2/10以内）</li> </ul> <p>【交付対象外事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単純更新</li> <li>・ソフト事業</li> <li>・格納庫や倉庫といった汎用性が高い施設等</li> <li>・消耗品（ホース、マルチ、備品、単体で整備するハウスの被覆資材等）</li> <li>・既存の機械・施設等の撤去費用</li> <li>・弾丸暗渠、明渠等の作業費のみの事業</li> </ul>	<p>認定農業者</p> <p>認定新規就農者</p> <p>中核農家</p> <p>農業協同組合</p> <p>(中古品)</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>3/10以内</p> <p>1/2以内</p> <p>2/10以内</p>
市費上乗せ補助	国の補助事業に採択された事業	中心経営体	2/10以内 (上限200万円)

◎事業区分の市費単独事業とは、国費・道費補助事業に該当しない事業に対する補助であって、当該事業費に対し補助率を乗じて得た額を交付するものとする。

## 別表 2

## 主な減価償却資産の耐用年数表

(令和 5 年 (2023 年) 3 月現在)

## 【機械・装置】

構造・用途		細 目	耐用年数
農業用	トラクター	乗用型トラクターなど	7
	耕うん整地用機具	ロータリー、ハロー、代掻機、プラウ、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜり塗り機など	
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、たい肥散布機、は種機、中耕除草機、スプリンクラー、剪定機など	
	防除用機具	散粉機、噴霧機、ミスト機、土壌消毒機など	
	穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除き、バインダーを含む。)、 稲わら収穫機(自走式のものを除く。)、わら処理カッター	
その他のもの(普通型コンバイン、ウインドロウアー、籾すり機、脱穀機、穀物乾燥機など)			

## 【構築物】

構造・用途		細 目	耐用年数
農業用	土管を主としたもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10
	水道用	取水設備 (ポリ管、塩ビ管、鉄管)	40
	その他	かんがい用ビニール配管など	8

## 【その他】

構造・用途		細 目	耐用年数
ビニールハウス		金属造のもの	10
		木造のもの	5